

出雲市選挙管理委員会における最高裁判所裁判官国民審査の 投票用紙の保存状況について

1 概要

他府県（京都府・奈良県・高知県）の選挙管理委員会において、最高裁判所裁判官国民審査の開票済み投票用紙を保存期間満了（10年間：参考①）前に誤って廃棄していた事例があったため、島根県選挙管理委員会においても、県内の選挙管理委員会に対し保存状況の調査が行われました。本市においても同様の事例がありましたので報告します。

2 本市において誤廃棄した国民審査の開票済み投票用紙

(1) 平成21年 8月30日執行分 【保存期間 平成31年 8月30日まで】

(2) 平成24年12月16日執行分 【保存期間 平成34年12月16日まで】

(3) 平成26年12月14日執行分 【保存期間 平成36年12月14日まで】

※なお、平成29年10月22日執行分については、保存しています。

3 原因

国民審査における投票用紙の保存期間は、審査の期日から10年間です。一方、衆議院議員総選挙における投票用紙の保存期間は、議員の任期の間です。

国民審査は、衆議院議員総選挙と同日に行われるため、国民審査の投票用紙の保存期間を誤認し、衆議院議員総選挙の投票用紙と同時に廃棄していました。

4 今後の対応

(1) 選挙及び国民審査の開票済み投票用紙を梱包したものに保存期間を明記します。

(2) 投票用紙、投票録、開票録の一覧を作成し、保管状況を管理します。

(参考)

①最高裁判所裁判官国民審査法（投票等の保存）

第24条 審査の投票は、有効無効を区別し、審査の投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から10年間これを保存しなければならない。

②公職選挙法（投票、投票録及び開票録の保存）

第71条 投票は、有効無効を区別し、投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、当該選挙にかかる議員又は長の任期間、保存しなければならない。

③県内で同様に廃棄していた選挙管理委員会

浜田市選挙管理委員会	H21年8月、H24年12月、H26年12月を廃棄
益田市選挙管理委員会	H21年8月、H24年12月、H26年12月を廃棄
安来市選挙管理委員会	H21年8月、H24年12月を廃棄
江津市選挙管理委員会	H21年8月、H24年12月を廃棄
雲南市選挙管理委員会	H21年8月、H24年12月を廃棄
津和野町選挙管理委員会	H21年8月、H24年12月を廃棄
吉賀町選挙管理委員会	H21年8月、H24年12月、H26年12月を廃棄
西ノ島町選挙管理委員会	H21年8月を廃棄
隠岐の島町選挙管理委員会	H21年8月、H24年12月を廃棄